

軽自動車税に関するお知らせ
■軽自動車の減免申請を受け付けます

軽自動車では次の要件に該当する人は障害の程度、所有者、使用状況などにより減免されません。該当する人は収納課へ申請してください。

要件 ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳が交付されている人が車を運転する場合②これらの手帳、療育(愛護)手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている人のために、生計を共にする人や常時介護者が運転する場合

申請期間 5月2日(月)～31日(火)
持参する物 ▼車検証 ▼身体障害者手帳などの手帳 ▼運転者の免許証

▼申請者印鑑 ▼納税通知書

※②の場合は他に生計同一証明書か常時介護証明書(生活福祉課で交付)

※普通自動車と重複しての減免申請はできません。

申問 収納課 ☎ 6760

■軽自動車税の税率が変わりました

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の税率が、次表のとおり変わりました。

小型特殊自動車の税率の変更はありません。詳しくはお問い合わせください。

問 税務課 ☎ 6765

▶原動機付自転車、二輪の軽自動車・小型自動車

種別	税率	
原動機付自転車	50 cc以下	2,000 円
	50 cc超 90 cc以下	2,000 円
	90 cc超 125 cc以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
	二輪の軽自動車	250 cc超
二輪の小型自動車	250 cc超	6,000 円

▶三輪以上の軽自動車

種別 (主なもの)	右欄の重課税率◎適用対象前		初度検査年月から14年を経過した月の属する年度以後
	初度検査年月が平成27年3月以前	初度検査年月が平成27年4月以後	
	税率(A)	税率(B)	重課税率◎
四輪 / 乗用 / 自家用	7,200 円	10,800 円	12,000 円
四輪 / 貨物 / 自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※初度検査年月…自動車検査証に記載
 ※重課税率◎は平成28年度においては初度検査年月が平成14年以前のものに適用
 ※平成28年度には、一部の軽自動車に下表の軽課税率が適用

水道メーターの定期交換
 水道メーターは、計量法により8年以内に交換することが義務付けられています。市が発行する身分証明書を携帯した委託業者が、作業のため5月中旬から10月上旬まで敷地内に立ち入ることになります(立ち会い不要)。不在時でも作業します。で、ご理解とご協力をお願いします。

問 水道課 ☎ 254515

▶今年度の特例として、初度検査年月が平成27年4月～平成28年3月までの三輪以上の軽自動車のうち一定の環境性能を有するものに軽課税率が適用されます。

種別 (主なもの)	電気自動車	H17 排ガス基準 75%低減達成のガソリン車・ハイブリット車			
		乗用	貨物用	乗用	貨物用
		H32 燃費基準 + 20%達成	H27 燃費基準 + 35%達成	H32 燃費基準達成	H27 燃費基準 + 15%達成
	軽課税率 (1)	軽課税率 (2)		軽課税率 (3)	
四輪 / 乗用 / 自家用	2,700 円	5,400 円		8,100 円	
四輪 / 貨物 / 自家用	1,300 円	2,500 円		3,800 円	

【有料広告欄】 総務課広報男女参画係 ☎ 6702

いずみ法律事務所 弁護士 鈴木 陽大
 弁護士 花生 耕子
 青森県弁護士会所属

**離婚、相続、不動産
 交通事故、債務整理**

その他、様々な法的なお悩みについて
 法律問題の専門家である弁護士にご相談を
 ☆初回30分法律相談料無料

TEL 0176-58-6558
 青森県十和田市西一番町17番6号 2階
<http://izumi-law.sakura.ne.jp>

《お気軽にご相談ください》

弁護士法人 青空と大地
 (青森県弁護士会所属)
 代表弁護士 橋本明広
 十和田市西三番町1番42号 NTT十和田ビル2階

取扱業務
 民事全般、不動産、離婚、相続、成年後見、債務整理、会社関係、刑事
 (上記以外の事件も取り扱っています)
 相談料 初回60分 5,000円(税別)
 (個人の多重債務相談は無料です。)
 相談は電話又は来所による予約制です。

☎0176 (21) 5162 (受付時間 平日9時～17時30分)
<http://www.aozora-daichi.com>